

懲戒処分以外の処分実施状況

(令和8年5月)

〔公営企業管理局〕

	処分年月日	処分内容	被処分者	処分事由
1	R8.5.27	口頭訓告	県立病院 一般職員	自家用車で高知県南国市の四国横断自動車道を走行中、制限速度80km/hのところ111km/hで走行し、31km/hの速度超過により取り締まりを受けた。
2	R8.5.27	口頭訓告	公営企業管理局 一般職員	自家用車で出勤途中、不注意により駐車していた相手方自動車に接触し、同車両に損傷を与えた物損事故(1年以内の再度の交通法令違反等)。